資料1-4

長野支部の令和９年度
都道府県単位保険料率の平準化措置の取扱いについて

「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

令和８年１０月２０日

全国健康保険協会長野支部

１．健康保険法施行規則の改正について

令和８年２月20日（金）に健康保険法施行規則の改正が公布され、都道府県単位保険料率の平準化措置が設けられた。

〇厚生労働省令第十六号

健康保険法（大正11年法律第70号）第７条の41の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

（都道府県単位保険料率に関する措置）

第135条の２の３　協会は、一の事業年度の三月から用いる都道府県単位保険料率が、当該一の事業年度の前事業年度の三月から当該一の事業年度の二月まで用いる都道府県単位保険料率に比して上昇し、又は低下するため、その影響を複数年度にわたり調整する必要があると認めるときは、厚生労働大臣の承認を得た上で、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講ずることができるものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

【令和８年２月20日（金）官報第1651号より】

【参考】健康保険法（大正11年法律第70号）

（厚生労働省令への委任）

第７条の41　この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、協会の財務及び会計その他協会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2．特例的な取扱いを適用する要件

通常の算定ルールで算定した「N」年度の保険料率について、「N-1」年度保険料率と比較して、その増減幅が大きく、加入者・事業主へ与える影響が大きいと判断される支部を特例的な取扱いの対象とする。（全国健康保険協会 都道府県単位保険料率平準化措置取扱規程）

具体的な要件

以下のいずれかを満たす支部を対象とする。

①：「N-1」年度保険料率と比較して、**引上げ幅が0.20%を超える** かつ 「N」年度の保険料率が、 **10.20%※を超える**

②：「N-1」年度保険料率と比較して、**引下げ幅が0.20%を超える** かつ 「N」年度の保険料率が、 **9.60%※を下回る**

※ 現行（2026年度）の平均保険料率9.90%から±0.30%としている。

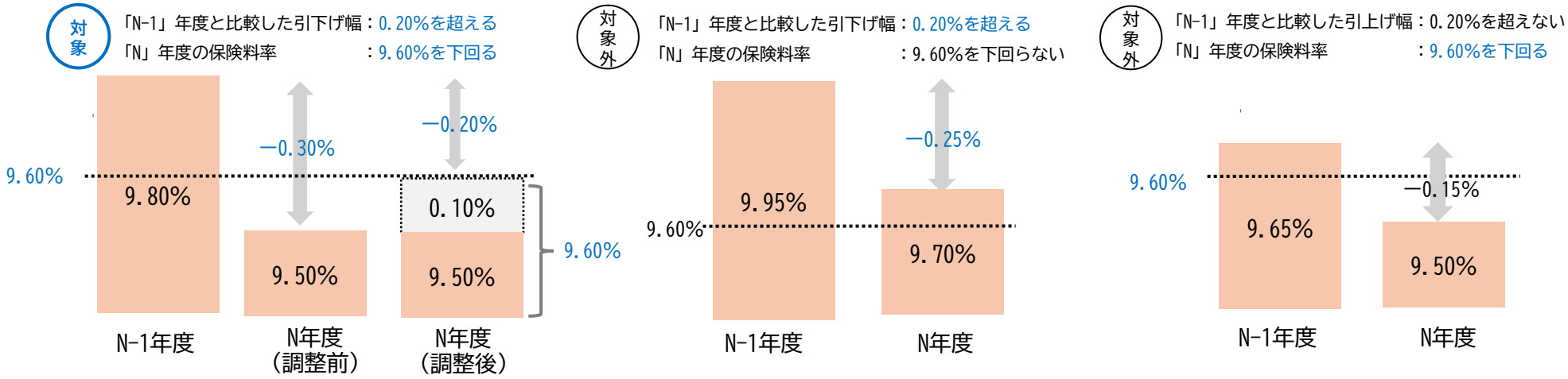

- 「N」年度保険料率について、「N-1」年度保険料率と比較した増減幅のうち、±0.20%を超える部分について調整を行う（保険料率の変動を±0.20%に抑える）。
- 調整により生じた影響額（調整前の保険料率を適用した場合と比較した収支（見込み）の増減幅）を、当該支部の「N+1」年度以降の保険料率算定の係数として引き継ぐ（他支部へ影響を波及させない）。

３．特例的な取扱いを適用するまでの手順

①　10月上旬　：　要件該当の仮判定

10月上旬に国の予算の概算要求で用いられた係数をベースに次年度保険料率の粗い試算を行い、その結果で仮判定（※）を行う。

※ 仮判定で算出する「N」年度保険料率は、医療費の地域差（所得調整・年齢調整済み）、過年度の精算、インセンティブの加算（一律+0.01%）まで反映したものとし、「N-1」年度保険料率との比較を行う。

②　10月末まで　：　支部の意見聴取

仮判定で要件に該当する支部においては、10月に開催する支部評議会においてその旨を説明し、評議会の意見を踏まえて、支部長が理事長に対し、特例的な取扱いの希望の有無を申し出る。

③　12月下旬　：　特例的取扱いの適用有無・内容を確定

国の予算案の閣議決定を踏まえ、「N」年度保険料率の算定を行うとともに、本判定（※）を行う。

②での意見聴取の結果に基づき、特例的な取扱いの適用支部については、保険料率を調整し、調整による影響額を算出する。

※ 本判定は、仮判定で対象となっていた支部のみを対象とし、インセンティブによる減算反映後の保険料率で判定を行う。

④　1月　：　厚生労働大臣への認可・承認申請

１月の支部評議会、運営委員会に調整後の都道府県単位保険料率で意見聴取等を行い、厚生労働大臣への認可申請を行う。その際、保険料率の調整を行っている支部とその内容を明示することにより、都道府県単位保険料率の変更の認可と併せて、特例的取扱いの適用に係る大臣承認を得る。

４．長野支部の令和９年度都道府県単位保険料率の平準化措置の取扱いについて

健康保険法施行規則第135条の２の３の規定及び「２．特例的な取扱いを適用する要件」を整理した全国健康保険協会都道府県単位保険料率平準化措置取扱規程に基づき、令和９年度都道府県単位保険料率の平準化措置の適用についてご意見を伺う。

長野支部の都道府県単位保険料率の見込み（粗い試算）

現時点の暫定版の数値

以下により、平準化措置の適用対象（当年度と比較して0.20%を超える引下げ幅かつ保険料率が9.60%を下回る）となる見込み。

令和９年度保険料率※　－　令和８年度保険料率

９．４０％　－　９．６３％　＝　－０．２３％

平準化措置適用の場合　９．４３％　　調整額（０．０３％相当）は次年度以降の保険料算定時に減算。

※粗い試算にインセンティブ加算分を加えたもの。平均保険料率9.9%を前提としている。
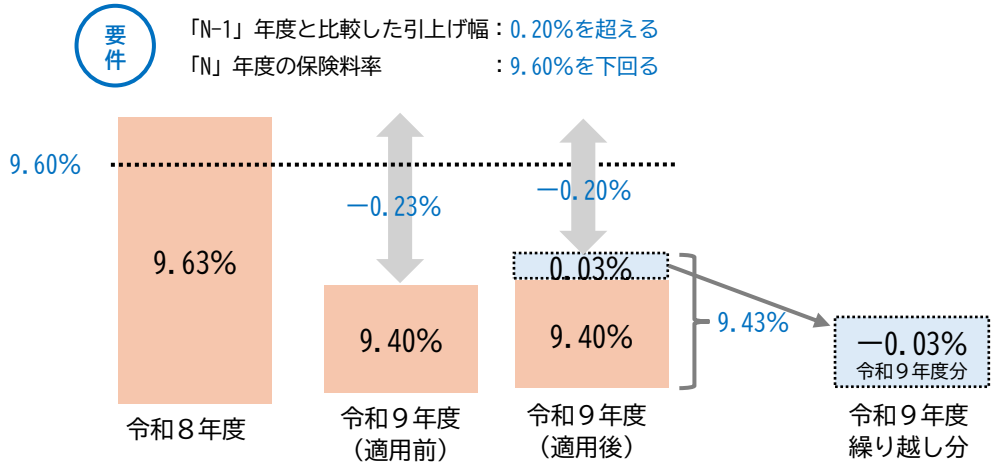
数値は、今後の政府の予算セット時の計数等で算出すると異なる場合がある。現時点の暫定版の数値であることに留意が必要。